

多度津町農業委員会議事録

平成30年4月20日午前10時7分より午前10時44分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	達彦
8番委員	亀山	均則
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（1名）

7番委員	香川	篤篤
------	----	----

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより平成30年4月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

それでは、定例会の議案審議に先立ちまして、改めまして私のほうからご挨拶申し上げます。4月の人事異動で農業委員会事務局長に就任いたしました土井でございます。これから事務局長として頑張っておりますが、何分ふなれでございます。このたびもご案内の9時からを10時に変更するなど大変ご迷惑もおかけいたしました。不手際もあるかと存じますが、よろしく願いをいたします。

また、岡部課長が総務課に異動となりまして、昇任によりまして谷口課長が産業課長となりました。

また、橋本主任主事につきましても総務課のほうに異動ということになりましたので、新規採用でこのたび西岡知美主事、西岡さんがこの農業委員会の事務局に配属されております。ちょうど今日まで初任者研修の期間ということで、まだ県の高松のほうで今、研修を受けております。本日は出席できませんけれども、来週の月曜日からはまた産業課のほうに戻ってまいります。また、農業委員会のほうには5月から出席する予定でございますので、あわせてよろしく願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。

まず、お見舞いいただいた件に関しまして、御礼申し上げます。実は1月23日の内視鏡からいろいろございまして、手術や検査を含めて大腸からポリープを取ったり。3月7日に入院して、3月26日の退院ということで、結果がこの間11日に最終結果が出たんですけど、心配しとった抗がん剤も飲まないかんのかと言ったんが、非常に早期発見でよかったと。リンパ等を含めて移転等も全くないということで、100点満点かなと内心安堵しとるところでございます。そういうことで、やっぱり基本健診、これは非常に大事かなとつくづく感じております。いわゆる早期発見できるように基本健診はお互いに必要なと。

なお、地域医療連携ということで、きょうもちょっと時間があつたんで、さっき町医者へ行ってきたんですけど、毎月6回は行つとる。最終100%って先ほど言ったけど、本当は5年間はわからんという、5年たつて問題なかったら大丈夫100%ということでございまして、お見舞いいただきまして本当にありがとうございました。

それから、新緑の季節、お茶の便り、新茶摘みですか、一番茶の便り

が出ておりましたが、間もなく八十八夜、霜の心配もなく、農作業にも本格的に取り組む時期になってまいりましたが、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ということで、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は香川篤委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中13名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長

まず、議事録署名委員のほうでございますが、11番の横関委員さん、12番の矢野委員さん、よろしく願いいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほう、代表者の方よろしく願いします。

12番委員

おはようございます。そしたら、昨日行いました小委員会の報告をさせていただきます。

昨日9時から、土田副会長、大島副会長、それから事務局の土井さん、吉田さんと堀家推進委員と私と計6名で第2号議案と第3号議案の現地確認を行いました。

その中で1点だけ、第3号議案の4番目の件ですけど、田と田の間に現在使用されていない水路がありまして、それは払い下げする予定ということで、問題ないかと思えます。ほかの物件に対しても問題ないと思えますので、ご審議のほうよろしく願いします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局よろしく願いします。

事務局

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてをご報告いたします。

【議案第1号から11番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番、2番は戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。番号3番は、使用貸借を設定していたものを解約し、自作するものです。4番の解約理由は労力不足となっております。8番の解約理由は譲り渡しです。9番の解約理由は、この後の議案第3号2番に報告がありますが、申請農地を解約し転用後、宅地分譲の予定になってます。番号10番、11番の解約理由も同様に議案第3号4番の申請地を解約し、転用後、貸し資材置き場等の予定になってます。

大変失礼しました。議案書の訂正をお願いしたらと思います。議案書3ページ、番号8番の解約理由のところにつきましては、これ労力不足と書いておりますが、これ譲り渡しになります。大変申しわけありません。譲り渡しへ修正をお願いします。

こちらからは以上です。

議長

1番、2番が戦前の小作ということで、委員の皆さんの参考になればということで、慣例で地元担当委員。

12番委員

これ私のほうですけど、貸付人の●●さんが今はもう高齢で施設に入っているということで、小作の●●さんが、●●さんが高齢であるというために後々手続が難しくなるというために、小作人の●●さんが●●さんから土地を買うというようなことで今進めているところで、それで3反以上ないといけないということで、今3番に出て、福友会で今借ってる土地があるんですけど、それを一旦返して、3反以上を確保するためにこういう手続になっている。売買のその分はまだ出てないんですけど、一応先にその手続するために解約するということです。今、進行中です。

議長

どうもありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

第1号議案、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番について 議事録を基に朗読】

こちらの申請農地4筆のうち1筆は、議案第1号8番で使用貸借の解約をご報告させていただきました。譲り渡し人は農業を廃止しており、譲り受け人は経営農地の拡大となります。この農地では主に畑を行う予定となっております。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な理由の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用する

こと、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることなどから、農地法第3条第2項の各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局のほうより説明がございましたが、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

(なし の声あり)

特段ないようでございますから、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から4番について 議事録を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年6月15日、工事完了が平成31年6月10日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計400万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として宅地分譲7区画となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年6月15日、工事完了が平成31年6月10日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計3,000万円

となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年6月10日、工事完了が平成31年5月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計3,000万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として貸し資材倉庫、貸し駐車場、貸し倉庫となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年6月1日、工事完了が平成31年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計2,500万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

以上4件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんのほうからご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

4番は2種農地というか。

事務局 はい。2種農地となっております。

議長 貸し駐車場は有料駐車場と同じかね。

事務局 一応内容といたしましては、譲り受け人が●●●●、●●●●の社長となっております。社長さんが取得しまして、社長さんが自分ところの

●●●●に貸し付けとなっておりますので、これにつきましては貸し資材置き場、貸し駐車場、貸し倉庫となっております。契約につきましては、賃貸契約を結ぶ契約書をつけております。

議長 そこらはわかるんやけど、貸し駐車場と有料駐車場というんは一緒かなという。私がちょっと聞きたいのは有料駐車場は限定されとると思うんで、どこばりではいかんと思う。駅から何メートル、公共施設から何メートルとかとって、これわし3種農地かと思ったら2種農地やというんで、3種農地やったら問題ないかなと思うけど、2種農地で貸し駐車場いける。

事務局 貸し駐車場というのも、自分ところの会社の車を置くようになつてりまして……。

議長 ああ、そういう意味か。

職務代理(2番) 個人で買うて会社へ貸すんやろ。

事務局 はい、そうです。自分の会社に貸すということですね。

議長 一般を対象にする有料駐車場はどこばりではいかん。

事務局 一般ではないです。

議長 そういう意味か。

事務局 そうです。申しわけありません。一般の駐車場ではなくて、自分ところの会社の車を置くという形ですね。その駐車場に置く車両、機械一覧表は添付しておりますので、特段問題ないかなと思われま。

議長 会社に対してやったら構わんのかとか、その有料駐車場を今度調べとってくれる。

事務局 はい。恐らく有料となれば一般の方に貸すのかなんですが、今回の案件は自分ところの会社に貸すという形なので。

議長 有料駐車場はどこばりできんと見とんやけど、また確認してほしい。

事務局 わかりました、はい。

議長 皆さんのほうからほかにありませんか。

(なし の声あり)

特段ないようでございますから、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。お願いいたします。

事務局 議案第4号、議案書をごらんください。

経営基盤強化法に基づき農用地利用集積計画となります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、1番、2番及び4番から9番は平成30年5月1日から平成40年4月30日までの10年間、3番は平成30年5月1日から平成36年4月30日までの6年間、10番は平成30年5月1日から平成35年4月30日の5年間、貸し付けとなっております。合計といたしまして10件で18筆、1万4,401平米となっております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(なし の声あり)

利用集積ということで問題ないかと。よろしいですかね。

(異議なし の声あり)

特段ないということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

議案第5号の議案書をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっております。農業委員会の承認を得ますと、4月24日より公告縦覧となります。

香川県農地機構から右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。期間といたしましては、1番から5番及び10番から17番は平成30年5月31日から平成40年4月30日までの9年11カ月間、6番から9番は平成30年5月31日から平成36年4月30日までの5年11カ月、18番につきましては平成30年5月31日から平成35年4月30日までの4年11カ月となっております。それまでの貸し付けとなっております。なお、こちらも合計といたしまして18筆で1万4,401平米となっております。

以上です。

議長

議案第5号 利用配分計画案ということで、皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(なし の声あり)

特段ないようでございますから、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。よろしいでしょうかね。

(異議なし の声あり)

特段のご意見がないということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして報告案件、その他ということで、事務局よろしくお願いたします。

事務局長

それでは、事務局より6点ほどご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は国土調査法に基づく地籍調査結果報告について、3点目は4月提出分農振除外及び区分変更申し出について、4点目は水利及び土地改良区確認者名簿について、5点目は平成29年度成果実績及び活動実績報酬について、6点目は平成30年度農業委員会予算についてでございます。

事務局

それでは、相続届についてをご報告いたします。

関係書類につきましては個人情報保護の絡みもありますので、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付書類をお持ちの委員さんは、お取り扱いにご注意ください。もし不要であれば事務局にお返してください。

今月は相続届が1件提出されております。庄の●●●●さんより、農地を長女の●●●●さんへ相続したという届け出。

以上、報告いたします。

事務局長

続きまして、国土調査法に基づく地籍調査結果報告についてをご報告いたします。

事務局

お手元にホッチキスどめのA4横資料をお配りしております。

平成28年度地籍調査において、道福寺地区を別紙のように行いました。ご確認いただけたらと思います。

以上です。

議長

これは皆、別に問題ないかな。何かあったら担当地区、これは矢野さん、余り問題ないかな。いや、今までちょいちょい出よったけえ、もう大分勉強できたんで、皆さんもな。

12番委員

もうほとんどが宅地になった分ばっかしや。

議長

ああ、そうですか。

12番委員

田から宅地に。

議長

今までちょっといろいろよう勉強したんで。

はい、ほんなら次に。

事務局長

次に、4月提出分農振除外及び区分変更申し出についてをご報告いたします。

事務局

こちらもお手元にホッチキスどめのA4横資料をお配りしております。

今月は農用地からの除外の申し出が2件提出されております。また、用途区分変更は1件提出されております。関係者の名称を欄外に記載し

ています。今後、農地転用等の相談に来られた際は、お手数ですが対応のほうをよろしくお願いします。

以上です。

事務局長 それでは、続きまして水利及び土地改良区確認者名簿についてをご報告いたします。

事務局 お手元にお配りしております水利及び土地改良区確認者名簿資料をごらんください。

三井の水利総代が●●●●氏、庄の水利総代が●●●●氏、山階水利総代が●●●●氏、以上が変更点となります。ご確認いただけたらと思います。

以上です。

事務局長 それでは、続きまして平成29年度成果実績及び活動実績報酬についてをご報告いたします。

事務局 成果実績、活動実績の報酬につきましては、きょう皆さんの費用弁償の封筒の中に詳細を入れさせていただきました。平成29年度成果実績報酬及び活動実績報酬についてご報告いたします。

成果報酬実績につきましては、交付金が266万9,000円となりまして、全委員さんへ均等割となっております、所得税を引いた11万7,603円を4月13日付で振り込んでいます。

また、活動実績報酬につきましては、時給計算をしてお支払いになりますので、所得税を引いた額を4月13日付で振り込んでいます。

なお、活動実績ですが、夏場に荒廃農地調査があったり、農家相談なり、農家の掘り起こしなどの委員活動をしたものにつきましては活動時間を集計し、また町を通じて県へ申請し、また皆様のほうへお支払いになりますので、またよろしくお願いします。

以上です。

議長 これ2段になっとんのはどういうこっちゃ。

事務局 成果実績と活動実績とそれぞれ項目が分かれておりまして。

議長 ああ、成果と活動、字が違うな。

事務局 はい、そうです。成果のほうはもう均等でお支払いします。

議長 成果は均等。

事務局 はい。活動は時給計算となっておりますので、極端な話、1時間だけやったら1,000円だけですし、10時間やったら1万円。

議長 時給。

事務局 時給です。

議長 時給、どんな字や。

事務局 時間の時に……。
議長 ああ、時間の時。
事務局 なので、活動をやればやるほど返ってくるという形になります。
議長 よろしいか。皆、わからんこと何でも聞いとかな。初めてやな。
事務局 はい。
事務局長 そしたら続きまして、平成30年度農業委員会予算についてをご報告

いたします。

平成30年度の農業委員会に係る町の予算についてご説明いたします。済みません、ちょっと資料がありませんけども、口頭でご説明させていただきます。

今年度の予算の総額といたしましては、1,364万1,000円でございます。昨年度の予算の総額といたしまして、最終は計1,333万3,000円でございますので、差し引きいたしますと、ことしは30万8,000円増額でございます。

増額となった主な要因は、昨年度は年度の途中から導入されております能率給のほうを本年度は通年のほうで計算して計上しております。また、耕作放棄地の図面作成業務委託料のほうを増額しております。

主な歳出予算といたしましては、農業委員の皆さんへの報酬965万1,000円、農業委員会等にご参加いただく際にお渡ししております費用弁償が61万6,000円、皆さんにお渡ししております農業委員手帳、農業委員業務必携や農業新聞などの消耗品が11万円、耕作放棄地図面作成業務委託料が196万6,000円などがございます。

本町の予算編成は、さまざまな公共事業の実施に伴い年々厳しさを増しておりますが、財政当局には農業委員会の役割や重要性などを丁寧に説明し、少なくとも現状の予算の確保には努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、平成29年度の決算につきましては、9月の多度津町議会での決算認定を得た後に委員の皆様方にお知らせすることになりますので、10月の農業委員会でご報告させていただきます。

予算につきましては以上でございますが、さらに詳細をお知りになりたい場合は、また別途ご連絡いただけたらと思います。

報告は以上です。

引き続き、来月の予定につきましてご報告いたします。

5月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は、13番松浦委員さん、推進委員2番の塚本委員さんをお願いいたします。

定例会は、翌18日金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、13番の松浦委員さん、14番の中村委員さん、4番の山崎委員さんのうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 これ、消費税の資料をくれとんじゃが、これ消費税というたらもう10%上がるん決まっとんかな。

2番推進委員 決まってる。

議長 いつ決まったんかな。

2番推進委員 もう四、五年前に決まっとるはず。延長しとるだけ、決まっとる。

議長 ああ、あの時点のとき……。

2番推進委員 2年ぐらい、二、三年、延長させましたからね。それが来年の10月からスタートする。

議長 来年の10月からな。

職務代理(2番) 物価上昇が2%、よさなんたらまた伸ばすかもわからん。

議長 やっぱりそれはあるんやろ。

職務代理(2番) うん。

議長 まあ、わからんけどな、うん。

職務代理(2番) ほなけど、そのときには決まるということ。

議長 その時点でそうやったということ。

これちょっとうっかりしとったな。はいはい、ありがとうございます。以上ということですが、皆さんのほうから、時間たっぷりあるんやけど。

事務局 はい。一応お弁当のほうですが、11時に来る予定……。

議長 11時。

事務局 11時に来ます。

議長 ああ、ほんならもう課長と橋本だけや。

事務局 そうです。

議長 ほじゃけ、早う来い言うたらかまんのか。

事務局 そうです。

議長 できるだけほんならそうしてもらうけど。

事務局 11時には到着しますので、それまでは休憩するなりしていただいたらと思います。

議長 皆様から、そういうことでございますが、何かございましたらお願いをいたします。ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。